

竹原市公益通報に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 内部公益通報（第3条—15条）

第3章 外部公益通報（第16条—第21条）

第4章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、職員等から事業者として受ける公益通報及び外部の労働者等から本市が処分又は勧告等をする権限を有する行政機関として受ける公益通報を適切に処理するため、公益通報の取扱いに係る基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに市の法令遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員であって地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項第3号に規定する特別職に属する職員並びにこれらの職にあった者で退職した者

イ 本市との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の役員及びその管理する公の施設の管理業務に従事している者

エ 本市を役務の提供先とする労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の

保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者

(2) 外部の労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 通報内容となる事実に関係する事業者に雇用されている労働者，当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者

イ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者

ウ 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の役員

エ 通報の日前1年以内に前3号に規定する者であった者

オ 前4号に規定する者のほか，通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

(3) 内部通報対象事実 市の事務又は事業に関して法令（条例，規則等を含む。）に違反する事実又はまさに生じようとしている事実をいう。

(4) 外部通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実のうち，本市が当該通報対象事実について処分（命令，取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限（以下「処分等の権限」という。）を有するものをいう。

(5) 実施機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び議会をいう。

第2章 内部公益通報

(内部公益通報)

第3条 職員等は，内部通報対象事実があると思料するときは，内部公益通報（不正の利益を得る目的，他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われる通報（以下「違法通報」という。）を除く。以下この章において「内部通報」という。）をすることができる。

2 内部通報をする者（以下この章において「通報者」という。）は，書面，電話，ファクシミリ，電子メール又は面談により通報するものとする。

3 通報者は、内部通報対象事実について、客観的かつ具体的な根拠を示して通報を行う場合を除き、実名により通報しなければならない。

(通報窓口の設置)

第4条 内部通報の受付等を行うための窓口（以下「通報窓口」という。）を、総務企画部総務課（以下「総務課」という。）に設置する。

2 通報窓口は、次の事務を所掌する。

(1) 内部通報の受付に関すること。

(2) 内部通報対象事実に係る事務を所掌する部署（以下「担当部署」という。）との連絡調整に関すること。

(3) 内部通報の相談に関すること。

3 通報窓口の担当者は、総務課に所属する職員のうちから、総務企画部総務課長が指名する。

(内部通報処理従事者の義務)

第5条 内部通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 内部通報の処理に従事する職員は、自己の従事する業務に係る内部通報の処理に関与してはならない。

(内部通報の受付)

第6条 内部通報を受け付けるときは、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握し、内部通報記録書（別記様式第1号）にその内容を記録するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を当該通報者に説明するものとする。

2 内部通報を受け付けるときは、個室で面談する等通報者の秘密の保持に配慮するとともに、通報内容の趣旨の確認に努めるものとする。ただし、通報された事実等の内容が、他人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれのあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によると認められる場合は、これを受け付けない。

3 内部通報を受け付けたときは、速やかにその概要を竹原市公益通報委員会委員長に報

告しなければならない

(公益通報委員会の設置)

第7条 内部通報に係る事案を適切に処理するため、竹原市公益通報委員会（以下「公益通報委員会」という。）を設置する。

- 2 公益通報委員会は、内部通報の受理、事実関係の調査及びその報告に関する事務を所掌する。
- 3 公益通報委員会は、委員長及び委員5人をもって組織する。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 委員は、総務企画部長、市民福祉部長、建設部長、教育次長及び公営企業部長をもって充てる。

(公益通報委員会委員長の職務)

第8条 委員長は、公益通報委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(公益通報委員会の会議)

第9条 公益通報委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要があると認めるときに委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員は、自らに関する内部通報に係る会議については、出席することができない。
- 3 公益通報委員会は、必要があると認めるときは、通報者その他の関係者から事情を聴取し、又は資料を提出させることができる。

(公益通報委員会の庶務)

第10条 公益通報委員会の庶務は、総務課において処理する。

(内部通報の受理)

第11条 公益通報委員会は、内部通報対象事実についての報告を受けたときは、速やかに通報を受理するか否かの審査を行わなければならない。

- 2 公益通報委員会は、内部通報を受理すると決定したときは受理した旨を内部公益通報受理通知書（別記様式第2号）により、受理しないと決定したときは不受理とした旨と

その理由を内部公益通報不受理通知書（別記様式第3号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（調査の実施）

第12条 公益通報委員会は、必要があると認めるときは、通報された事実について調査するものとする。

2 公益通報委員会は、前項の規定による調査を委員長が指名する職員（以下「調査員」という。）に行わせることができる。

3 調査員は、第1項の規定による調査を行うときは、他の職員等に通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

4 調査員は、調査が終了したときは、調査結果に基づき調査報告書を作成し、公益通報委員会に提出しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料があるときは、調査報告書に添付するものとする。

（調査結果の報告等）

第13条 公益通報委員会は、前条の規定による調査の結果について審議を行い、法令違反等の事実があると認められるときはその旨を、法令違反等の事実が認められなかったとき又は調査を尽くしても法令違反等の事実の存否が判明しないときはその旨を、調査結果報告書（別記様式第4号）により、実施機関の長に報告するものとする。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料があるときは、調査結果報告書に添付するものとする。

2 実施機関は、前条の規定による調査の結果について、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、内部公益通報調査結果及び措置通知書（別記様式第5号）により、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

（是正措置等）

第14条 実施機関は、公益通報委員会の審議の結果、法令違反等の事実が明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止措置（以下「是正措置等」という。）を講じる

とともに、必要があると認めるときは、関係者の処分その他適切な措置をとるものとする。

2 実施機関は、是正措置等を講じたときは、その内容について、適正な法令執行の確保、利害関係の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

3 前項に規定する通知は、前条第2項に規定する通知と併せて行うことができる。

4 実施機関は、是正措置等が十分に機能していることを必要な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たに是正措置等を講じるよう努めなければならない。

(通報者の保護)

第15条 実施機関の長は、通報者に対し、内部通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

2 実施機関の長は、通報者に対し、内部通報又は相談をしたことを理由として不利益な取扱いを行った者があるときは、その者に対し、処分その他適切な措置をとらなければならない。

3 実施機関の長は、正当な理由がなく内部通報に係る秘密を漏らした者があるときは、その者に対し、処分その他適切な措置をとらなければならない。

4 実施機関の長は、通報者について、内部通報又は相談をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者の保護に係る適切な措置を講じなければならない。

第3章 外部公益通報

(外部公益通報)

第16条 外部の労働者等からの外部通報対象事実の通報（違法通報を除く。以下この章において「外部通報」という。）及び外部通報に係る相談は、当該通報対象事実について処分等の権限に係る事務を所管する課（以下「所管課」という。）において受け付けるものとする。

2 外部通報をする者（以下この章において「通報者」という。）は、書面、電話、ファク

シミリ、電子メール又は面談により通報するものとする。

- 3 通報者は、外部通報対象事実について、客観的かつ具体的な根拠を示して通報を行う場合を除き、実名により通報しなければならない。

(外部通報処理従事者の義務)

第17条 外部通報の処理に従事する職員又は従事していた職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 外部通報の処理に従事する職員は、自らに関する外部通報の処理に関与してはならない。

(外部通報の受付)

第18条 外部通報を受け付けるときは、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握し、外部通報記録書（別記様式第6号）にその内容を記録するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのない旨及び通報者の秘密は保持される旨を当該通報者に説明するものとする。

- 2 外部通報を受け付けるときは、個室で面談する等通報者の秘密の保持に配慮するとともに、通報内容の趣旨の確認に努めるものとする。ただし、通報された事実等の内容が、他人の正当な利益若しくは公共の利益を害するおそれのあるもの又は私的な理由若しくは不正な意図によると認められる場合は、これを受け付けない。

- 3 外部通報を当該通報に係る事務を所掌していない部署で受け付けたときは、当該所属は、所管課又は処分等の権限を有する本市以外の行政機関を、通報者に教示しなければならない。

(外部通報の受理)

第19条 所管課は、外部通報を受け付けたときは、速やかにその概要及び当該通報に係る受理又は不受理の判断を、実施機関の長に報告しなければならない。

- 2 実施機関の長は、外部通報を受理すると決定したときは受理した旨を外部公益通報受理通知書（別記様式第7号）により、受理しないと決定したときは不受理とした旨とその理由を外部公益通報不受理通知書（別記様式第8号）により、遅滞なく通報者に通知しなければならない。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対して

は、この限りでない。

(調査の実施)

第20条 所管課は、必要があると認めるときは、通報された事実について調査するものとする。

2 所管課は、調査を行うときは、他の者に通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法により行うものとする。

3 所管課は、調査が終了したときは、調査報告書（別記様式第4号）により、実施機関の長に報告しなければならない。この場合において、当該調査結果の内容を証する資料がある場合は、調査報告書に添付するものとする。

4 実施機関の長は、前項の規定による調査の結果について、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、外部公益通報調査結果及び措置通知書（別記様式第9号）により、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

(是正措置)

第21条 実施機関は、調査結果に基づき、速やかに法令に基づく措置（以下「措置」という。）を講じるものとする。

2 実施機関は、措置を講じたときは、その内容について、適切な法執行の確保、利害関係人の営業上の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による通報者及び通知を希望しない通報者に対しては、この限りでない。

3 前項に規定する通知は、前条第4項に規定する通知と併せて行うことができる。

第4章 雑則

(記録等の管理)

第22条 公益通報に係る記録及び関係資料について、公益通報者等の秘密保持に配慮して、当該公益通報に係る事案の処理が終了した後10年間保存するものとする。

(協力義務)

第23条 実施機関及び職員は、他の行政機関その他公の機関から公益通報に係る調査の

協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

- 2 実施機関は、通報対象事実に関し処分等の権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。
- 3 前2項の調査の協力に従事する職員又は従事していた職員は、調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和4年8月29日訓令第2号）

この要綱は、令和4年8月29日から施行する。